

浜松市介護保険料減免基準及び事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、浜松市介護保険条例第12条第1項第5号に規定する保険料の減免の基準及び事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

2 低所得者減免

(1) 対象者

保険料の減免は、浜松市介護保険条例第4条(1)(2)(3)並びに附則第2条に掲げる者であって、低収入等のため、保険料の支払いに困窮していると認められる(2)の減免基準に該当する者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者を除く。)に対し行うものである。

(2) 減免基準

ア 当該世帯の実収入見込月額が生活保護法による生活費認定基準以下であること。

なお、実収入見込月額の算出はその世帯の総収入月額とし、収入が推定できないときは、前3月間の平均収入月額によって行うものとする。この場合において、実収入見込月額については、雇用保険の失業等給付や遺族・障害年金の給付及び仕送りなどその他の収入についても収入として認定する。

イ 生活保護法による保護の要否判定基準を超える資産を有しないこと。ただし、次に掲げる資産はこの限りではない。

(ア) 1世帯当たり100万円(世帯2人以上の場合は、2人目から1人当たり40万円を加算)以下の現金、預貯金、国債・地方債及び有価証券

(イ) 自己の居住用の土地・建物

(ウ) 自己の居住用以外の活用できない土地・建物(ただし、活用しても他の収入と合算した当該世帯の実収入見込月額が生活保護による生活費認定基準以下の場合を含む)

(3) 減免月及び減免率

減免は、その減免適用期間内に納期限が到来する当該第1号被保険者の保険料について行うものとし、減免率は、本来納付すべき額の2分の1とする。この場合において、減免額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げた金額を減免額とする。

(4) 適用期間

保険料の負担が困難である事実が消滅した場合は、当該事実が消滅した日を含む月の翌月から適用を除外するものとする。

(5) 仮算定

市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定していないため、当該年度分の保険料を確定することができない期間において、当該年度の市町村民税の課税非課税の別又は当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額を証明でき、保険料段階が対象者に該当する場合は、仮算定期間であっても保険料の減免を申請することができるものとする。ただし、当該年度の市町村民税が確定し、保険料段階が対象

者に該当しなくなった場合は、当該年度当初から減免を取り消すものとする。

(6) 申請

ア 保険料の減免申請は、介護保険料徴収猶予・減免申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類のうち市長が必要であると認めるものを添えて、市長に提出して行わなければならない。

（ア） 資産等申告書（第2号様式）

（イ） 収入申告書（第3号様式）

（ウ） 給与証明書（第4号様式）

イ 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 被拘禁者減免

(1) 対象者

第1号被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第63条の規定の適用を受けている者であること

(2) 期間及び減免率

法第63条の規定の適用を受ける期間（法200条の2に規定する賦課決定をすることができない期間を除く。）に係る保険料に相当する額を免除する。この場合において、減免額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げた金額を減免額とする。

(3) 申請

申請は、介護保険料徴収猶予・減免申請書（第1号様式）により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 新型コロナウイルス感染症の影響による減免

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

別表に定めるとおりとする。この場合において、減免額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げた金額を減免額とする。

(2) 減免対象となる第一号保険料

減免の対象となる第一号保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が到来するものに限る。

5 減免結果の通知、減免額の変更、減免の取消し、減免の取消通知、減免申請の却下等の手続きについては、浜松市介護保険料の減免に関する取扱要綱（平成12年4月1日制定）の例による。

6 実施期日

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月17日から施行する。

【別表】

減免原因	減免の適用条件	減免額
新型コロナウイルス感染症の影響による世帯の収入の著しい減少	新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者	免除
	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の要件に該当する第一号被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計合計額が400万円以下であること。 	対象保険料額 $(A \times B / C)$ 【表1】 × 減免又は免除の割合 d【表2】 =保険料減免額

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8